

傷害・遺族見舞金

支援内容	見舞金の支給
支援概要	殺人や傷害等の故意の犯罪行為（※）により亡くなられた方のご遺族又は傷害を受けた犯罪被害者等に対する見舞金制度
見舞金額	<p>●傷害見舞金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書による全治1月以上3月未満・・・5万円</li> <li>・医師の診断書による全治3月以上・・・・・・・・・・10万円</li> </ul> <p>○遺族見舞金・・・・・・・・・・30万円</p> <p>【見舞金支給額の合計の上限は、30万円】</p>
対象者	<p>●傷害見舞金</p> <p>犯罪行為（※）により、傷害を受けた犯罪被害者ご本人</p> <p>○遺族見舞金</p> <p>犯罪行為（※）により、亡くなられた方の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）又は二親等以内の親族であるご遺族のうち、第1順位の方（同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額はその人数で除して得た額）</p>
対象要件	<p>○令和7年4月1日以降に発生した犯罪であること</p> <p>○申請を行うご遺族又は犯罪被害者が当該犯罪発生時に旭市内に居住していること</p> <p>○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること</p>
申請期限	犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない
支援対象外	<p>○犯罪被害者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合</p> <p>○犯罪被害者が、当該犯罪行為を教唆・ほう助したときその他当該犯罪行為による犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合</p> <p>○犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合</p> <p>○犯罪被害者又は申請者と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合</p>

犯罪行為（※）とは、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為。（過失犯は対象外）  
 具体的な罪名は、殺人、傷害、傷害致死、強盗致死傷、放火、強制わいせつ等致死傷等で、交通事故については危険運転致死傷が対象

転居費用

支援内容	転居費用の助成
支援概要	犯罪行為の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要した費用の一部を助成する制度
助成金額	○一の犯罪被害につき、1回のみ ○転居に要した実費相当額（10万円を限度）
対象者	見舞金の支給を受けることができる方のうち、当該犯罪行為を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難になった方
対象要件	○令和7年4月1日以降に発生した犯罪であること ○申請を行うご遺族又は犯罪被害者が当該犯罪発生時に旭市内に居住していること ○当該犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること ○引越事業者、不動産事業者等の業者に支払った費用であること
申請期限	犯罪被害が発生した日から1年以内
支援対象外	○犯罪被害者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合 ○犯罪被害者が、当該犯罪行為を教唆・ほう助したときその他当該犯罪行為による犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合 ○犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ○犯罪被害者又は申請者と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

犯罪行為（※）とは、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為。（過失犯は対象外）  
 具体的な罪名は、殺人、傷害、傷害致死、強盗致死傷、放火、強制わいせつ等致死傷等で、交通事故については危険運転致死傷が対象